

## 議 案 第 4 号

富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

富士見市長 星 野 光 弘

### 提 案 理 由

管理職手当の月額の上限を改定するため、富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条の3第2項中「100分の15」を「100分の25」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。